

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
○新増設 中小企業者 10,000 以上 中小企業者以外 100,000 以上	○増加 中小企業者 5 以上 中小企業者以外 15 以上	不均一課税 初年度 0.7% 2年度 0.7% 3年度 0.7%	固定資産税	3 年間
対象施設：家屋、償却資産（土地は対象外） 対象業種：製造業、情報通信業のうち情報サービス業、 インターネット付随サービス業、映像・音声・ 文字情報制作業、運輸業のうち道路貨物運送業、 倉庫業、運輸に付帯するサービス業				